110676

温　泉　分　析　書　別　表

1.　源泉名　　石和温泉（石和温泉病院）

2.　源泉所在地　　山梨県笛吹市石和町八田330番地5

3.　温泉分析申請者　　医療法人　石和温泉病院　理事長　天野とき

4.　泉質　　アルカリ性単純温泉（低張性アルカリ性温泉）

5.　療養泉分類に基づく禁忌症、適応症等は次のとおりである。

(1)　温泉の一般的禁忌症（浴用）
病気の活動期(特に熱があるとき)、活動性の結核、進行した悪性腫瘍又は高度の貧血などの身体衰弱の著しい場合、少し動くと息苦しくなるような重い心臓又は肺の病気、むくみのあるような重い腎臓の病気､消化管出血､目に見える出血があるとき、慢性の病気の急性増悪期

(2)　泉質別禁忌症
―

(3)　療養泉の一般的適応症(浴用)
筋肉又は関節の慢性的な痛み又はこわばり(関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、神経痛、五十肩、打撲、捻挫などの慢性期)､運動麻痺における筋肉のこわばり、冷え性、末梢循環障害、胃腸機能の低下(胃がもたれる、腸にガスがたまるなど)、軽症高血圧、耐糖能異常(糖尿病)、軽い高コレステロール血症、軽い喘息又は肺気腫、痔の痛み、自律神経不安定症、ストレスによる諸症状(睡眠障害、うつ状態など)、病後回復期、疲労回復、健康増進

(4)　療養泉の泉質別適応症（浴用）
自律神経不安定症、不眠症、うつ状態

(5)　浴用上の注意

ア　入浴前の注意

(ア)　食事の直前、直後及び飲酒後の入浴は避けること。酩酊状態での入浴は特に避けること。

(イ)　過度の疲労時には身体を休めること。

(ウ)　運動後30分程度の間は身体を休めること。

(エ)　高齢者、子供及び身体の不自由な人は、１人での入浴は避けることが望ましいこと。

(オ)　浴槽に入る前に、手足から掛け湯をして温度に慣らすとともに、身体を洗い流すこと。

(カ)　入浴時、特に起床直後の入浴等は脱水症状等にならないよう、あらかじめコップ一杯程度の水分を補給しておくこと。

イ　入浴方法

(ア)　入浴温度
高齢者、高血圧症若しくは心臓病の人又は脳卒中を経験した人は、42℃以上の高温浴は避けること。

(イ)　入浴形態
心肺機能の低下している人は、全身浴よりも半身浴又は部分浴が望ましいこと。

(ウ)　入浴回数
入浴開始後数日間は、１日当たり１～２回とし、慣れてきたら２～３回まで増やしてもよいこと。

(エ)　入浴時間
入浴温度により異なるが、１回当たり、初めは、3～10分程度とし、慣れてきたら15～20分程度まで延長してもよいこと。

ウ　入浴中の注意

(ア)　運動浴を除き、一般に手足を軽く動かす程度にして静かに入浴すること。

(イ)　浴槽から出る時は、立ちくらみを起こさないようゆっくりでること。

(ウ)　めまいが生じ、又は気分が不良となった時は、近くの人に助けを求めつつ、浴槽から頭を低い位置に保ってゆっくりと出て横になって回復を待つこと。

エ　入浴後の注意

(ア)　身体に付着した温泉成分を温水で洗い流さず、タオルで水分を拭き取り、着衣の上､保温及び30分程度の安静を心がけること（ただし、肌の弱い人は､刺激の強い泉質(例えば酸性泉や硫黄泉等)や必要に応じて塩素消毒等が行われている場合には、温泉成分等を温水で洗い流した方がよいこと)。

(イ)　脱水症状等を避けるため、コップ一杯程度の水分を補給すること。

オ　湯あたり
温泉療養開始後おおむね３日～１週間前後に、気分不快､不眠若しくは消化器症状等の湯あたり症状又は皮膚炎などがあらわれることがある。このような状態が現れている間は、入浴を中止するか､又は回数を減らし、このような状態からの回復を待つこと。

カ　その他
浴槽水の清潔を保つため、浴槽にはタオルを入れないこと。

（注）この別表は、温泉法18条による掲示に必要な参考資料となるものである。

別表発行年月日　　2025年7月24日

山梨県甲斐市竜王新町2277-12
株式会社山梨県環境科学検査センター
代表取締役社長　小　澤　一　昭